



税理士法人より

所長 前川 研吾 (公認会計士・税理士)

本日10月1日より、国外事業者が国内消費者等に対して行う電子書籍や音楽配信等についても消費税の課税対象とする「リバースチャージ方式」が適用されます。4月号でも触れていますが、今回はより具体的な取引をイメージしながらご紹介していきます。

リバースチャージ方式とは

リバースチャージ方式が導入されるのは、「電子通信利用役務の提供」と呼ばれる、インターネットを介して提供される電子書籍等のサービスになります。これらの取引につき、消費税の納税義務をこれまでの役務提供を行う者(売り手側)ではなく、役務提供を受ける者(買い手側)が負うという課税方式が、「リバースチャージ方式」です。

これまででは、同じ電子書籍を販売しても、海外の事業者には日本の消費税がかからず、日本の事業者だけに消費税が上乗せされるという、課税の公平に欠ける状況であったため、今回の改正が行われました。これにより、どこの国の事業者から電子書籍を購入して

も、等しく消費税がかかるようになります。

具体的な取引をイメージすると、国内の役務提供を受ける者(買い手側)が、海外の事業者(売り手側)から電子通信利用役務の提供を受けて1,000円を支払ったときには、1,080円の費用のうち80円の消費税を預かり、後に買い手側で納税を行うこととなります。買い手側で、給与の源泉税のように消費税額を預かった状態と同じだとイメージすると、わかりやすくなります。

このリバースチャージ方式が適用されるのは、「事業者向け」の電子通信利用役務の提供に限られるため、事業者向け以外の電子通信利用役務の提供については、国外の事業者が納税義務を負います。また、原則課税で課税割合が95%以上の事業者や簡易課税制度が適用される事業者については適用除外となります。

なぜなら、先ほどの例の1,080円の費用に仮払消費税が80円含まれていますので、仮払消費税と預かった80円が相殺される形になり、納税が発生しないためです。

グループ間取引の場合

実務では、国内外のグループ間で行われる電気通信利用役務の提供が今回の改正の対象となるのが疑問視される傾向にありますが、例外規定は特段設けられていないため、親会社・子会社間の取引であっても対象となります。例えば、海外にある親会社が、Eメール等のグループ内において統一的なシステムを一括で調達し、国内の子会社に提供する契約を結び、かつ一定の条件を満たした場合には、10月1日以後に行うものについてはリバースチャージ方式により国内の子会社が申告納税を行います。なお、上記の役務提供を日本の親会社が外国の子会社に対して行う場合には、同日以後行うものから不課税取引となります。

終わりに

リバースチャージ方式は、所得税法の改正に伴って「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税の見直し」の改正の一部となっております。より詳しい内容については、弊社までお問い合わせください。



社会保険労務士法人より

所長 今井 慎 (社会保険労務士・キャリアコンサルタント)

「改正個人情報保護法」「改正マイナンバー法」成立で変わること

関連する両法を併せて改正

個人情報保護法(個人情報の保護に関する法律)とマイナンバー法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)の改正法が可決、成立しました。

個人情報保護法の改正は2003年に法律ができてから初めて。2013年に成立したマイナンバー法は、今年10月からの個人番号の配付や来年1月からの本格運用を前にした改正です。

個人情報取扱事業者の範囲拡大と監視の強化

改正個人情報保護法では、マイナンバー法に合わせて、これまでは対象外とされていた取り扱う個人情報が5,000件以下の小規模事業者も「個人情報取扱事業者」として規制の対象とし、監視機関として、マイナンバー法で定められていた「特定個人情報保護委員会」を改組して「個人情報保護委員会」とし、個

人情報の保護に関する強力な権限をもつ第三者機関とすることになりました。

「匿名加工情報」の利用拡大

一方、これまでは本人の同意が必要とされていた、情報が誰のものがわからないようにした「匿名加工情報」の利用については、本人の同意がなくても他人に提供できるようになります。

いわゆる「ビッグデータ」として、買い物履歴や様々なサービスの利用情報などが、新商品の開発に役立てたいと考える企業の間で売買され、活用されることが考えられます。

預金口座やメタボ検診の記録も連結へ

マイナンバー法の改正では、2018年以降、本人の同意を条件に、銀行口座の預金情報もマイナンバーとの結び付けが可能になり、税務調査で預金残高の状況がつかみやすくなります。

本人の同意を条件にしたのは、財布の中身

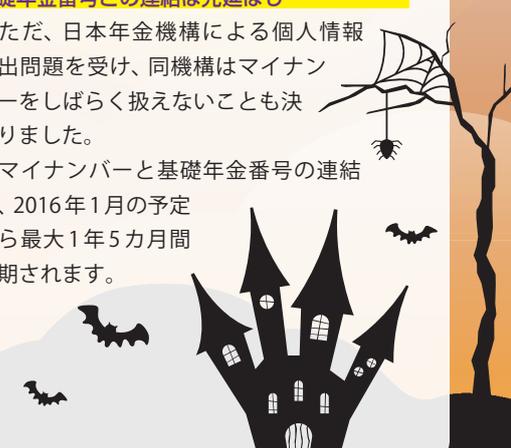
を知られたくない預金者に配慮したためですが、政府は2021年をメドに義務化する方向で検討しています。

また、「メタボ健診」の記録を2016年から、予防接種の記録については2017年から個人番号と結びつけて使えるようにし、引越した時、乳児の予防接種の履歴が転居先の自治体にスムーズに引き継がれるようになります。

基礎年金番号との連結は先延ばし

ただ、日本年金機構による個人情報流出問題を受け、同機構はマイナンバーをしばらく扱えないことも決まりました。

マイナンバーと基礎年金番号の連結は、2016年1月の予定から最大1年5カ月間延期されます。





会社のトラブルQ&A

法律についての疑問にお答えします

Q 社員が飲酒運転で事故を起こしたら？

当社の社員が飲酒運転で人身事故を起こし、懲役1年の実刑判決を受けました。当該社員は、この後どうなるのでしょうか。また、会社の社会的信用を傷つけたこと、また他の社員への影響を考慮し、当該社員を処分できるのでしょうか。

A 責任と解雇の可否がポイント

3つの責任

飲酒運転で人身事故を起こした当該社員には、次の3つの責任が生じます。

①行政上の責任

運転免許の取消処分を受けるでしょう。

②民事上の責任

被害者に対して損害賠償責任を負うことになります。当該社員が任意保険に加入していれば、飲酒運転の場合でも保険金は支払われま

すが、任意保険がないときは、賠償の負担が続くことになるでしょう。

③刑事上の責任

危険運転致死傷罪により、当該社員に対して懲役1年の実刑判決もやむを得ません。この判決が確定すれば、交通刑務所に収監されることとなります。

普通解雇の可否

当該社員は実刑ですので、収監されると、会社への労務の提供ができなくなってしまいます。当該社員は、当該社員と会社との間に締結された労働契約によって、会社に対して労務を提供する義務を負っているのに、その義務を果たせなくなり、履行不能となります。そして、その不能の帰責性は当該社員にありますので、会社としては労働契約を直ちに解除(普通解雇)することができます。

懲戒解雇の可否

会社の就業規則では、様々な懲戒解雇事由

が定められています。例えば、「著しく風紀秩序を乱し、会社の対面を汚し、損害を与えたとき」「会社の信用を失墜し、名誉を毀損する行為があったとき」「刑法その他の法令に規定する犯罪行為のあったとき」等です。

当該社員は「刑法その他の法令に規定する犯罪行為」をしたわけですから、形式的には懲戒解雇となるように思えます。しかし、非行の内容、程度、会社名がマスコミに報道されたか否か、社員の社内における地位等を考慮して、実質的に当該社員を会社から排除しなければならないか否かを判断する必要があります。

仮に、当該社員が執行猶予付きの判決を受けた場合で、社名がマスコミに公表されず、当該社員が社内でも管理、監督の立場にないのであれば、形式的に「刑法その他の法令に規定する犯罪行為」をしたことが明らかでも、懲戒解雇をするには無理があります。

しかし、当該社員は実刑判決を受け、また飲酒運転への世間の厳しい態度を考慮すると、懲戒解雇もやむを得ないと言えます。

i お知らせ

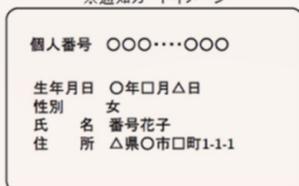
マイナンバー制度スタートに伴う、通知カード保管等のお願い

2016年1月よりマイナンバー制度が開始することになりました。マイナンバーとは住民票を持つ国民全員に一人ずつ付与され、税、社会保障、災害対策といった分野に利用されます。

実施に伴い、2015年10月より、日本国内に住民登録をしている全員(外国人の方を含む)に個人番号が付番され「通知カード」が各市町村から簡易書留で郵送されます。

通知カードは皆さんの住民票上の住所に送られてきますので、通知カードが手元に届きましたら保管して誤って廃棄することのないようにしてください

※通知カードイメージ



10月の税務と労務の手続提出期限【提出先・納付先】

13日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞ [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出
＜前月以降に一括有期事業を開始している場合＞ [労働基準監督署]

11月2日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付
＜第3期分＞ [郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出
＜休業4日未満、7月～9月分＞ [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険料の納付＜延納第2期分＞ [郵便局または銀行]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告
(雇用保険の被保険者でない場合)＜雇入れ・離職の翌末日＞ [公共職業安定所]